

令和8年度 八戸市地域公共交通会議 第1回運賃協議分科会

日時：令和8年4月30日(木) 八戸市地域公共交通会議終了後
場所：長根屋内スケート場 多目的室

次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 是川コミュニティタクシーの乗合運賃の設定について

3 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席構成員名簿
- ・ 席図
- ・ 資料1：是川コミュニティタクシー（予約型乗合タクシー運行について）
- ・ 資料2：運賃設定に係る意見募集の結果について
- ・ 八戸市運賃協議分科会設置要綱

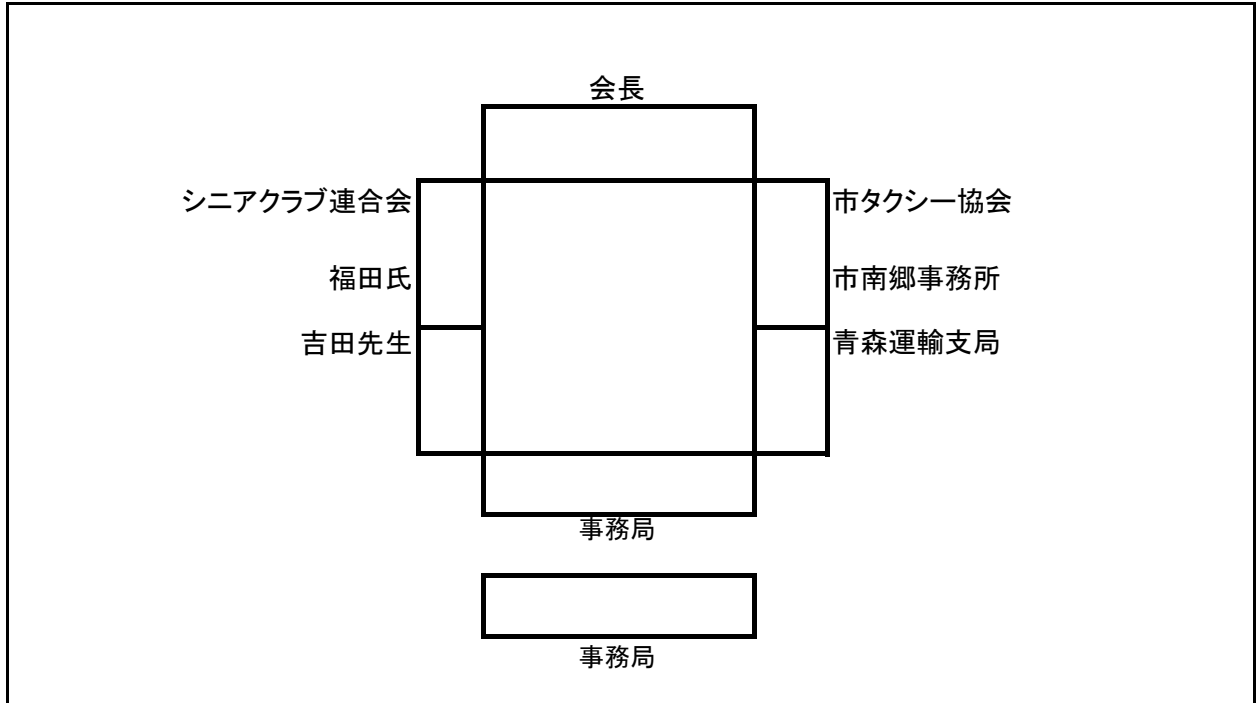
令和8年度 八戸市地域公共交通会議
運賃協議分科会名簿（タクシー）

《構成員》

区分	役職名	氏名		備考
(1) 八戸市長が指名する職員	八戸市総合政策部次長	高森 大輔	出	会長
	八戸市総合政策部 南郷事務所長	寺沢 智幸	出	
(2) タクシー事業者	八戸市タクシー協会 事務局長	鈴木 一浩	出	
(3) 国土交通省東北運輸局 青森運輸支局長が指名する職員	東北運輸局青森運輸支局 首席運輸企画専門官	小林 弘典	出	
(4) 住民又は利用者の代表	八戸市シニアクラブ連合会 会長	上田 武男	出	
	八戸市社会福祉協議会 総務課長	高橋 幸治	欠	
	一般公募	兵藤 弘純	欠	
	一般公募	福田 匡彦	出	
	福島大学 教授	吉田 樹	出	
(5) 事務局	事務局長	小笠原 慶信	欠	
	事務局次長	相模 将喜	出	
	事務局員	千葉 明	出	
	事務局員	今 杏樹	出	
	事務局員	留目 亜美	出	
	事務局員	八木田 訓寿	出	

令和8年度 第1回
八戸市運賃協議分科会 《席図表》

会場:長根屋内スケート場 多目的室



令和 8 年 4 月 23 日

八戸市運賃協議分科会長 様

名 称 ポストタクシー株式会社
住 所 青森県八戸市城下一丁目 28 番 1 号
代表者の氏名 代表取締役 西條 千恵子

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃設定の協議について（依頼）

道路運送法第 9 条及び同法施行規則第 10 条の規定に基づく運賃の届出を行うため、関係書類を添えて提出しますので、八戸市運賃協議分科会において協議くださるようお願いいたします。

記

1. 氏名または名称および住所
青森県八戸市城下一丁目 28 番 1 号
ポストタクシー株式会社 代表取締役 西條 千恵子
2. 設定しようとする運賃及び料金を適用する運送の区間
是川地区（別紙区域図のとおり）
3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 実施予定日
令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

是川コミュニティタクシー (予約型乗合タクシー運行について)

1. 目的

令和8年4月の路線再編に伴い、路線バスの運行がない是川市民サービスセンター周辺について、新たに運行している「是川・田向線」の起終点となる是川縄文館に接続させる予約型の乗合タクシーを運行し、地域住民の移動手段を確保することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 運行区域【※別添図参照】

是川地区

(2) 利用対象者

是川地区居住者等（誰でも利用を可能とする。）

(3) 運行事業者

ポストタクシー(株)

(4) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(5) 運行期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

(6) 運行日数

毎日運行（※前予約がある場合のみ運行）

(7) 運行時間【※詳細は別紙のとおり】

7:00～18:30

(8) 利用料金

1乗車200円/人（一律）

乳児は無料

(9) 利用方法

利用者は、利用日前日の17時までに利用したい利用者情報（氏名・電話番号）、乗降場所、希望時間をタクシー事業者に電話予約する。

乗降場所の目安時間

(平日) 是川縄文館行

是川団地	妻ノ神	是川市民 SC	館前	差波	田中	是川縄文館着	是川縄文館発 (バス)
7:00	7:07	7:09	7:12	7:16	7:18	7:20	7:24
8:00	8:07	8:09	8:12	8:16	8:18	8:20	8:25
9:00	9:07	9:09	9:12	9:16	9:18	9:20	9:25
10:55	11:02	11:04	11:07	11:11	11:13	11:15	11:20
12:45	12:52	12:54	12:57	13:01	13:03	13:05	13:10
15:00	15:07	15:09	15:12	15:16	15:18	15:20	15:25
16:00 20	16:27	16:29	16:32	16:36	16:38	16:40	16:45

(土日祝) 是川縄文館行

是川団地	妻ノ神	是川市民 SC	館前	差波	田中	是川縄文館着	是川縄文館発 (バス)
9:00	9:07	9:09	9:12	9:16	9:18	9:20	9:25
10:55	11:02	11:04	11:07	11:11	11:13	11:15	11:20
13:00	13:07	13:09	13:12	13:16	13:18	13:20	13:25
15:20	15:27	15:29	15:32	15:36	15:38	15:40	15:45

(平日) 是川団地方面行

是川縄文館着 (バス)	是川縄文館発	田中	差波	館前	是川市民 SC	妻ノ神	是川団地
9:19	9:20	9:23	9:25	9:30	9:32	9:35	9:40
10:26	10:27	10:30	10:32	10:37	10:39	10:42	10:47
11:41	11:42	11:45	11:47	11:52	11:54	11:57	12:02
13:20	13:22	13:25	13:27	13:32	13:34	13:37	13:42
14:41	14:42	14:45	14:47	14:52	14:54	14:57	15:02
17:50	17:52	17:55	17:57	18:02	18:04	18:07	18:12

(土日祝) 是川団地方面行

是川縄文館着 (バス)	是川縄文館発	田中	差波	館前	是川市民 SC	妻ノ神	是川団地
9:19	9:20	9:23	9:25	9:30	9:32	9:35	9:40
10:26	10:27	10:30	10:32	10:37	10:39	10:42	10:47
11:46	11:47	11:50	11:52	11:57	11:59	12:02	12:07
13:41	13:42	13:45	13:47	13:52	13:54	13:57	14:02

運賃設定に係る意見募集の結果について

1. 募集概要

住民・利用者・その他利害関係者の意見を反映させるため、意見募集を行ったものである（道路運送法第9条第5項の規定に基づく意見募集）

2. 意見募集の実施主体

八戸市地域公共交通会議

3. 募集方法

八戸公共交通ポータルサイト上で運賃設定に対する意見募集を実施。

4. 募集期間

令和8年4月23日から令和8年4月28日まで

5. 募集結果について

意見無し

八戸市運賃協議分科会設置要綱

(設置)

第1条 八戸市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、同条同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、八戸市地域公共交通会議設置要綱第8条第1項の規定に基づき、八戸市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会として設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は次の事務を所掌する。

- (1) 協議運賃に関すること
- (2) その他分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 八戸市長が指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として市長が指名する者

2 構成員のうち前項1号、第2号及び第3号に掲げる者について、分科会に代理人を出席させることができる。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置き、八戸市職員をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に係る協議ごとに招集し、会議の議長となる。ただし、次項に定める軽微な事案については、会議の開催を要しない。

2 前項ただし書きに定める軽微な事案の例は、次に掲げる事項とする。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合

- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合
- 3 会議は、書面にて開催することができる。
 - 4 会議は、原則として非公開とする。
 - 5 協議会の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは分科会長の決するところによる。
 - 6 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果)

第6条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、交通会議事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が交通会議の会長に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。